破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５５３号
大阪府和泉市和気町１丁目17番11号、前住所大阪府和泉市今福町１丁目２番15号
破産者　藤原　千鶴
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
大阪府泉南市新家1819番地の１、前住所大阪府泉南市新家1741番地の２
破産者　新家樹脂化工こと　滝本　　務
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
札幌市豊平区平岸４条２丁目５番７号
破産者　佐藤　　彩
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３号
茨城県結城市新福寺２丁目３番６、住民票上の住所茨城県結城市大字結城13425番地
破産者　峰尾　和彦
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２５３号
茨城県つくば市下広岡410番地58
破産者　伊藤　雅人
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１１５号
茨城県筑西市一本松32番地１　ガーデンハイツ102
破産者　飯泉　政雄
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９７号
川崎市高津区末長３丁目６番16―404号　クリオ武蔵新城参番館、前住所東京都調布市小島町３丁目51番地２　４―202
破産者　堀　　正
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
川崎市川崎区浜町１丁目21番12号　第２マツダヤビル　101、前住所川崎市川崎区渡田東町19番５―503号　ツインズ2000
破産者　佐々木祐二
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
川崎市幸区南加瀬１―16―31　グラシア新川崎305、住民票上の住所川崎市中原区上平間1700番地49
破産者　飯塚　昌宏
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
川崎市宮前区土橋３丁目５番地６　サクラハイツ　Ｂ―205、前住所川崎市宮前区神木２丁目８番地２　神木ロイヤルマンション306
破産者　清水　由美
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
神奈川県三浦市岬陽町１番20号
破産者　岩崎　和康
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２６号
神奈川県三浦市岬陽町１番20号
破産者　岩崎　政子
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７２号
神奈川県横須賀市森崎２丁目24番20―505号
破産者　関根　健司
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８９号
長野県千曲市大字屋代150番地の７
破産者　新野　永昌
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１７２号
岐阜市福富2110番地32
破産者　岩崎　久子
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２００号
岐阜県各務原市上中屋町１丁目251番地
破産者　松井美知代
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３２号
神戸市中央区上筒井通２丁目１番19号
破産者　吉岡　二郎
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９２号
神戸市中央区琴ノ緒町４丁目10番19号　ニッコービル102、従前の住所神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番５―1004号
破産者　佐久間隆一
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部